

(15) 健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針

（平成 8 年 10 月 1 日）
（改正平成 12 年 3 月 31 日）
（改正平成 13 年 3 月 30 日）
（改正平成 14 年 2 月 25 日）

イ 趣旨

この指針は、健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定等についての実施の手順、留意事項を定めたものである。

ロ 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

(イ) 健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第 66 条第 1 項から第 4 項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判定を受けるものとする。

なお、健康診断の実施に当たっては、事業者は受診率が向上するよう労働者に対する周知および指導に努める必要がある。

また、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要である。

(ロ) 二次健康診断の受診勧奨等

事業者は、法第 66 条第 1 項の規定による健康診断または当該健康診断に係る同条第 5 項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

(ハ) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

事業者は、法第 66 条の 4 の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならぬ。

a 意見を聴く医師等

産業医の選任義務のある事業場においては、産業医から意見を聴くことが適当である。

なお、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図るほか、小規模事業場の事業者が産業医の要件を備えた医師を共同して選任する小規模事業場産業保健活動支援促進事業により選任された医師を活用すること等が適当である。

b 医師等に対する情報の提供

事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数および時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報および職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的または精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。

また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となつた一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

c 意見の内容

事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講

すべき措置の内容等に係る意見を医師等から聞く必要がある。

(a) 就業区分およびその内容についての意見

当該労働者に係る就業区分およびその内容に関する医師等の判断を下記の区分（例）によって求めるものとする。

| 就業区分 | | 就業上の措置の内容 |
|------|----------------------|---|
| 区分 | 内容 | |
| 通常勤務 | 通常の勤務でよいもの | |
| 就業制限 | 勤務に制限を加える 必要のあるもの | 勤務による負荷を軽減するため、 労働時間の短縮、出張の制限、時 間外労働の制限、労働負荷の制限、 作業の転換、就業場所の変更、深 夜業の回数の減少、昼間勤務への 転換等の措置を講じる。 |
| 要休業 | 勤務を休む必要の あるもの | 療養のため、休暇、休職等により 一定期間勤務させない措置を講じ る。 |

(b) 作業環境管理および作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理および作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設または設備の設置または整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとする。

d 意見の聴取の方法と時期

事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することとする。

また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診および二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である。

(二) 就業上の措置の決定等

a 労働者からの意見の聴取等

事業者は、(イ)の医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聞くことが適当である。

b 衛生委員会等の開催

事業者は、就業上の措置のうち、作業環境測定の実施、施設または設備の設置または整備、作業方法の改善等の措置を決定する場合には、必要に応じ、衛生委員会または安全衛生委員会を開催して調査審議することが適当である。

c 就業上の措置の実施に当たっての留意事項

事業者は、就業上の措置を実施し、または当該措置の変更もしくは解除をしようとするに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である。

なお、就業上の措置は、当該労働者の健康を保持することを目的とするものであって、当該労働者の健康の保持に必要な措置を超えた措置を講ずるべきではなく、医師等の意見を理由に、安易に解雇等をすることは避けるべきである。

また、就業上の措置を講じた後、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。

(ホ) その他の留意事項

a 健康診断結果の通知

事業者は、労働者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、法第66条の6の規定に基づき、一般健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

b 保健指導

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、法第66条の7第1項の規定に基づき、一般健康診断の結果、必要な労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせよう努めなければならない。この場合、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査もしくは精密検査、治療のための受診の勧奨等を行うこと。

深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮して、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である。

また、労働者災害補償保険法第26条第2項第2号の規定に基づく保健指導（以下「特別保健指導」という。）を受けた労働者については、法第66条の7第1項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師に当該特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、個々の労働者ごとの健康状態や作業内容、作業環境等についてより詳細に把握しうる立場にある産業医が中心となり実施されることが適当である。

c 再検査または精密検査の取扱い

事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査または精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検

査または精密検査の受診を勧奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。

d プライバシーの保護

事業者は、個々の労働者の健康に関する情報が、個人のプライバシーに属することから、その保護に特に留意する必要がある。特に就業上の措置の実施に当たって、関係者へ提供する情報の範囲は必要最小限とする必要がある。

また、二次健康診断の結果については、事業者にその保存が義務付けられているものではないが、継続的に健康管理を行うことができるよう、保存することが望ましい。

なお、保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要である。